京都海区漁業調整委員会議事録

- 1. 開催日時 令和6年11月29日(金)午後1時30分~午後3時30分
- 2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
- 3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長 葭 矢 護 八 木 一 弘 副会長 委 員 津田嘉春 委 員 川崎 芳 彦 委員 狩 野 安德 尚正 委員 石 倉 委 員 村岡 繁樹 委員 益田玲爾

事務局 局長 粟屋克彦

 次 長
 本 多 靖 一

 主 事
 上 野 香奈子

京都府水産事務所漁政課 課長 永井大輔

課長補佐兼係長 廣 岡 信 康

副主査 尾 﨑 仁

4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁 獲可能量について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決した。

第2号議案 固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)の制限措置等について (諮問)

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決した。

第3号議案 個人情報の保護に関する法律施行規程の一部改正について …改正案のとおり議決した。

5. 議事

事務局長

委員並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席 いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、第26回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、池田委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席をされて おり、出席委員は8名で、委員会規定第6条により開催の要件は満 たしております。

ここからは、会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうご ざいます。

本日は3つの議案がございます。第1号議案「特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」、それから第2号議案「固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)の制限措置等について」、そして第3号議案「個人情報の保護に関する法律施行規程の一部改正について」です。このうち、第1号議案と第2号議案については、知事からの諮問ですので、答申に向けて御審議をお願いいたします。

本日の議事録署名委員を指名させていただきます。八木委員、村岡委員よろしくお願いします。

それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

まず第1号議案「特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」、これは先ほど申し上げた諮問でございます。審議をさせていただきます。京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)

唐岡補佐

(第1号議案について説明)

葭矢会長

ありがとうございます。それでは只今の説明につきまして、御質 問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

石倉委員

まいわしについては、ここ2、3年で少しずつ漁獲されるようになってきましたが、その数値は現行水準に反映されるのでしょう

か。ここ数年はたくさん入網しているのですが、運搬用の保冷車や ドライバー不足により思うように水揚げができませんでした。

これらの問題が解決すれば、もっと水揚げできると思います。

廣岡補佐

現行水準につきましては具体的な数量提示はなく、現在の漁獲水準から過剰に増やさないようにするという、非常に曖昧なものになっています。

5ページの表中にありますように、まいわしについては、現行水準として示されている数字が5,868トンですので、これを大きく超えないような漁獲の方法をとってくださいということになります。具体的な数量の明示はしません。

昨今、府内の定置網のまいわしの漁獲については、全く獲れなかった時期に比べれば随分回復しています。私の記憶では、年3,000トンから4,000トンという状況だと思います。全国的に見ても、まいわしの漁獲量は増えており、今現在、全国では年数十万トンほどの水揚げがあります。ただ、そういった中で、京都府の数量というのは、昭和から平成の移り変わりの時期に比べれば、まだまだ現状は少ないです。全国レベルでもそうです。このような状況において、京都府自体が数量を明示して管理するというような状況にまでは至っていないということになりますので、目安の水準を大きく変えないような操業を続けてくださいという意味で考えていただければと思います。

石倉委員

目安数量を大きく上回らないような操業を続けてくださいということについては、理解できるのですが、漁師としては、獲れるだけの資源が獲りきれないという実態に、なかなか納得しかねる部分もあります。

確かに持続できる漁業というのは、これから先考えなくてはいけないことですが、特に、いわしのような魚については、定置網の場合、資源が大きく減少することはないのではないかなと思います。かえって網に入った魚を捨てることの方が、海を汚すことに繋がるのではないかなとも思います。その結果、網を揚げないようになってしまうと、漁師の生活も苦しくなりますし、現状が3,000トンぐらいでしたら、おそらく、その2倍~3倍は獲れるのではないかなと感じます。

実際、保冷車が手配できるかというのも疑問ですし、今年は大型

の車が1台しか回してもらえないという声も聞きました。網を揚げられず、2、3日も網の中だと、魚が死んでしまうという実情もあります。

漁獲制限を厳格にすることはわかりますが、現行水準については、もう少し何とかならないかなという気もします。

狩野委員

さばやいわしは、網に突っ込んでくる魚ですよね。時期によって 入網が多い時もあれば少ない時もありますが、漁獲可能な数量を 決定してしまうと、年度の後半に大量に入網した場合、水揚げでき ないので放置しなければならなくなります。漁獲の多かった昭和 から平成にかけても、入網を繰り返していました。ですので、数量 を制限するというのは、とても難しいと思います。年度当初に目安 数量に達してしまった場合、その後はずっと不漁、すなわち水揚げ なしの状態になってしまいますので、上限を増やすことについて も御理解いただきたいです。現状は3,000トンから4,000ト ンですが、資源の状況によっては1万トンもあり得る話です。

廣岡補佐

水揚げの実績である3,000トン4,000トンというのは、実際の数字ではなく、隠れた数字があり、獲ろうと思えばもっと獲れるのにというところはあると思います。ただ、それを全て獲っていただいて、仮に国が定めている数値を上回ったとしても、京都府として何かをする、或いは操業の現場として何かしら対応していただくということは、直ちには無いということだけは御理解をいただければと思います。

片や、獲ろうと思えば獲れるものの、水揚げしたとて、次のところに繋げる手立てがないという話です。それは、今般まいわしが全国的にかなり水揚げされるようになったことで、全国でも同じような話がでてきています。昭和から平成に移り変わる時代というのは、まいわしがたくさん獲れ、その受け皿となる陸上の体制についても当然整っていました。今の衛生管理レベルとは全く異なりますが、輸送に関わる業者や車両の数もたくさんありましたし、それを受け取り陸上で食用や餌料用に加工する業者も、保管する業者もたくさんいらっしゃいました。しかし、まいわしがほとんどゼロになるぐらい獲れなくなった時点で、その体制が維持できなくなり、全国的に無くなっていきました。

それから10年、20年経った頃合いに、また、まいわしが獲れ

るようになり、漁獲したまいわしをどうしようかとなったときに 輸送手段も受け皿も無いという状況になっていました。このよう な事象は全国的にあります。京都府においても、運ぼうと思っても 車の手配ができない状況になっているというのは、私どもも重々 理解しております。それについては、この委員会でご審議いただく 法に基づく数量管理の側面とは別に、獲れたものをどう生かして いくかという、別の水産政策の問題でもあろうかと思います。

このまいわしの漁獲増加がいつまで続くかわかりませんが、獲れているものについては生かしていく、或いは、獲りきれないものをしっかり獲れるようにする体制を作るというのは、漁業者の皆さん、漁協、そして京都府を交えて、別の場で話をしていかなければいけないのかなと考えております。今回そういう問題提起をいただいたということで、京都府としても、漁協とまた話をしていければと思っていますので、その節はよろしくお願いしたいと思います。

葭矢会長

ありがとうございます。どうでしょうか。

ひとまず現行水準ということですので、まいわしについては、 5,868トンという数字が入っていますけれども、振れ幅は当然 あっても良いというような提示の仕方になっています。すぐに何 かしらの問題が出てくるというわけではないと思います。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは他に御質問等ないということで、この議案につきましては問題ないということで、京都府知事の方へ原案に異議ない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは、異議ない旨、答申をさせてい ただきたいと思います。

次に第2号議案でございます。

「固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)の制限措置等について」、 これも諮問でございます。京都府から説明をお願いします。 (水産事務所)

尾﨑副主査

(第2号議案について説明)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは第2号議案の説明に対しまして、何か御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。 北丹海域での操業になりますが、いかがでしょうか。

村岡委員

5年の許可って長いですよね。皆さん頑張ってやっていらっしゃるみたいですけど。

葭矢会長

許可期間については、委員会の場で、5年に統一していくという 話がありましたよね。

廣岡補佐

改正漁業法施行前の調整規則に基づく漁業の許可は、基本的に 3年の許可としていました。ただ、大臣許可はそれまでも5年で許可をされておりましたので、この漁業法改正の折に、知事許可漁業 と大臣許可漁業の許可期間の違いも統一していこうという動きが ありました。

そして、改正漁業法が施行され、京都府の漁業調整規則も改正した中で、新たに許可の取扱方針を制定する際に、知事許可漁業についても、例外を除き基本5年許可とする方向で対応させていただいています。

葭矢会長

ありがとうございます。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは御意見等ございませんので、この議案につきましては 問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨、答申する こととしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは、異議ない旨、答申をさせてい ただきたいと思います。

次に第3号議案です。こちらは諮問ではありません。

「個人情報保護に関する法律施行規則の一部改正について」審議いたします。これは令和6年12月2日以降、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、当委員会が所管する個人情報の保護に関する法律施行規程で定める、個人情報開示に関係する請求書等の書式に記載された、保険証に係る記載を削除することについての審議でございます。委員会で承認されましたら、本日付で京都府公報へ削除改正について登載ができるよう、事務局で事前に処理を進めていただいております。それでは事務局から説明をお願いします。

本多次長

(第3号議案について説明)

葭矢会長

ありがとうございます。法律の改正に伴いまして、各行政委員会の中でも、個人情報の開示請求についての様式を改正しているということです。12月2日以降は、健康保険証を廃止しマイナンバーカードへ移行する国の方針に従って、保険証の記載内容を削りますよということでございます。どうでしょうか。

本府や他県でも同様に情報開示に対応する委員会がありますが 基本的には同じように運用されるものでしょうか。

本多次長

そうです。京都府内においては、12月2日に向けて公報で改正 の登載がなされるということです。他の行政委員会についても、一 斉に改正に向けて作業をされていると聞いております。

葭矢会長

個人の確認のための資料については、運転免許証でも問題ない ということですよね。マイナンバーカード又は運転免許証が必要 になると。

本多次長

そうです。請求者の本人確認書類としまして、運転免許証や、個 人番号カードがあります。個人番号カード=マイナンバーカード ですので、これらの書類があれば確認ができるということです。

保険証が無くなることによって、非常に不利になるといったことはございません。

葭矢会長

ありがとうございます。その他、何か御質問、御意見等ございま したら、よろしくお願いいたします。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは御質問等ないようですので、本議案を承認することと して、本日付で京都府公報に改正の内容について登載できるよう、 処理を進めるということでよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議ないということで進めさ せていただきます。

以上で議案は終了しました。続いて報告事項に移りたいと思い ます。

まず報告事項(1)「令和7管理年度の太平洋くろまぐろの漁獲 数量管理について」、京都府から説明をお願いいたします。

廣岡補佐

(報告事項(1)について報告)

葭矢会長

ありがとうございました。国際会議でのくろまぐろの増枠につ いて、これから日本全体そして京都府内で議論が積み重なってい くと思いますが、現状につきまして何か御質問等ございましたら、 よろしくお願いいたします。

漁船漁業の方でも要望が挙がっているということと、それに関 しまして、定置関係業者からも意見が出てきていますが、何かあり ますか。

津田委員

個人でくろまぐろ漁業をやる人はいないと思います。やりたい という人もいるみたいですけど、量が少ないですからね。

葭矢会長 その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは特に御意見はないようですので、次の報告事項に移り ます。報告事項(2)「令和6年度全国海区調整委員会連合会日本 海ブロック会議について」、事務局から説明をお願いします。

本多次長

(報告事項(2)について報告)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、さきほどの報告につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

要望事項につきましては、前回の委員会の中で議論していただいた内容を集約の上、挙げさせていただいています。質疑応答につきましては、当委員会でも光力制限の委員会指示を出していますが、その際の議論では、今後も情報収集しながら修正を進めていくという話が出ていたと思います。その情報収集の一環として、このブロック会議の場を利用して、水産庁としての見解なり、他県での事例を調べたということでございます。

その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは本件については、特に御発言等ないようですので、次に 進ませていただきます。次に報告事項(3)「大中型まき網漁業と の調整について」ということで、事務局から説明をお願いします。

本多次長

(報告事項(3)について報告)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは報告事項(3)につきまして、 御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いします。

舞鶴湾での船速の低減ということで、要望が出ていましたので、 それを今回集約いたしました。これにつきましては、一定程度守られているかなということで、決議事項にすればいいのではないかという意見が出ていましたが、いかがでしょうか。

川﨑委員

出入りするまき網船は、年々少なくなってきていますが、やはり 魚を積んで航行している時は、波が立ちます。見て見ぬふりをして いるだけです。

八木委員 要望している内容は、当たり前のことだと思います。

葭矢会長

舞鶴湾内の航行については、考える会の幹事にも舞鶴湾内で操業されている方がいらっしゃいますので、議論を進められたらと思います。よろしいでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは次に、最後の報告事項に移ります。報告事項(4) 「最近の府沖合での大中型まき網漁船の動向と対応について」、 京都府から説明をお願いします。

廣岡補佐

(報告事項(4)について報告)

葭矢会長

ありがとうございました。

八木委員

目に見えているのは1隻、2隻程度ですが、体感としては、もっとたくさんの船が疑わしい操業をしているように感じます。まき網船の操業シーズンになったら、必ずこのような話が出てきていますし、そういった操業が見られたら、すぐに取り締まるような体制を作っていただきたいです。まき網船の操業自体は、少なくなってきていますが、本府沖合には良い漁場もたくさんありますのでそのようなトラブルは無くならないと思います。十分気を付けてやっていただけたら嬉しいです。なかなか難しいでしょうけど、漁師の身としては、そこまで対応していただけるとありがたいです。

廣岡補佐

過去には、考える会を中心に、各地区の漁業者の方に船を出していただいて、夜間の警戒をしていたこともありました。ただ、今の時点で改めて漁協を通じて水産事務所から巡視をするというのは処々の事情で難しいところがあります。そういう意味で、水産事務所の取締船「らくよう」で、出来る範囲内で対応していきたいと思っておりますが、陸上からの監視なり、或いは、情報提供の依頼については、改めて各地区の方へお願いをしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

葭矢会長

ありがとうございます。「らくよう」には、頑張っていただきたいですね。その他どうでしょうか。

廣岡補佐

さきほどの報告事項に補足します。くろまぐろの資源管理に関することです。12月9日にTAC設定に関する意見交換会が開催されるというお話をしました。これについては、一般の方でも参加が可能です。現地参加もしくはインターネットを通じたウェブ会議での視聴も可能ですし、意見を表明していただく機会もあります。漁協や定置協会の事務局にもお知らせしていますので、そちらを通じて視聴されるか、或いは、お手元のパソコンで申し込んで視聴されるか、御興味がありましたら参加いただけたらと思います。

葭矢会長

ありがとうございます。12月9日の会議については、各自のパソコンからインターネットを介して視聴することができるということです。ちなみに自分の意見も言えるのですよね。

廣岡補佐

ウェブからでも意見を言っていただくことは可能です。

葭矢会長

わかりました。ありがとうございます。 全体を通して、その他どうでしょうか。

狩野委員

まき網漁船との調整については、難しいことばかりだと思いますが、情報共有をしたとしても、結局は水産庁と都道府県の問題になりますよね。まき網船団に注意喚起をしても、「当分操業しません」と言うだけで具体的な罰則がないので、沿岸漁業者にとっての恩恵はありません。少しの間、操業が減るだけです。船名の写真を撮りなさい、明確にしなさいと言われますので、実際にやっていますが、多大なる影響があったかどうかの推定ができないとしても、ある程度の影響はあっただろうと想定できます。そうなった際に、まき網船団から何かしらしていただけるのかというと、特に具体的な補償等はありません。そのあたりがもっと明確になっていくと、まき網船団にも気を遣ってもらえると思いますが、なかなか難しいと思います。

廣岡補佐

疑わしい事案があったときに、沿岸の漁業者が被害を受けていることについて、まき網船団に対して何か言えないかということかと思いますが、世の中の一般的な事案と同様、明らかな法令違反を現認できないことには、対応できないというのが正直なところです。当然「らくよう」でも、そのような事案が確認できましたら、

「らくよう」の乗組員の判断で検挙することができます。ただ、なかなか、その判断に至るには難しい部分があります。ですので、疑わしい操業をできるだけ抑止するために、「らくよう」が活発に巡視しているということについて、まき網船団の中で周知してもらうというのが重要だと思います。そのような対応を続けていければと思います。

葭矢会長 ありがとうございます。この事例については、境港の事務所に指導はしたとのことですが、水産庁から返しはありましたか。

廣岡補佐 情報提供については、謝意があったとともに、VMS装置の航跡を見て疑わしいことがあれば、当該船団に注意喚起をするという返事をいただいております。この事案を特定してどうこうするというコメントはありませんでした。

葭矢会長 分かりました。ありがとうございます。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

度矢会長 それでは、特に御発言なければ、報告事項を終了いたします。 その他、事務局から何かありますか。

本多次長 次回の委員会は、12月20日(金)午後1時30分から、当研修室で開催します。来月初旬以降に、開催通知を送らせていただく予定です。また、来年1月の委員会開催につきまして、本日御出席の委員様へは日程調整用紙を配付しております。こちらに御都合の良い時間を記入いただき、事務局まで御連絡願います。

それから、海の民学舎が今年10周年を迎えました。 つきましては、10周年を記念したパンフレットを配布しますので、一度お目通しください。

葭矢会長 はい、ありがとうございました。 最後に何かございますか。

海の民学舎を出て、京都府の漁船現場で活躍している方もいらっしゃると聞いていますので、地元の漁業者の協力もいただきながら、次世代へ漁業を繋げていただけたらと思います。

よろしければ、これで委員会を終了させていただきたいと思います。

お疲れさまでした。

【閉会 午後3時30分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和6年11月29日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員